

綾瀬川ダイオキシン類底質対策会議設置要綱

(目的)

第1条 綾瀬川のダイオキシン対策の一環として、その支川である古綾瀬川の底質ダイオキシン対策について、本川での対策等との調整を図りながら検討を行うため、綾瀬川ダイオキシン類底質対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 対策会議は、国、県、関係各市その他の関係機関相互の調整及び情報交換を行い、古綾瀬川における底質のダイオキシン対策の詳細調査及び具体的な対策の手法を検討する。

(構成)

第3条 対策会議は、別表に掲げる職員をもって構成する。

(座長及び副座長)

第4条 対策会議は、埼玉県環境部水環境課長が招集し、座長となる。

2 埼玉県越谷環境管理事務所長は、副座長として座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 対策会議の庶務は、水環境課及び越谷環境管理事務所において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年9月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月24日から施行する。

別表 綾瀬川ダイオキシン類底質対策会議構成員

水環境課長(座長)、越谷環境管理事務所長(副座長)、

以下は所属長が指名する職員

水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、大気環境課、越谷環境管理事務所、環境科学国際センター、河川砂防課、越谷県土整備事務所、国土交通省関東地方整備局河川部河川環境課、国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所、国土交通省関東地方整備局関東技術事務所、草加市市民生活部環境課、草加市建設部建設管理課、八潮市生活安全部環境リサイクル課、八潮市建設部道路治水課